軽井沢町犯罪被害者等支援条例

(目的)

- 第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、軽井沢町における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに町の責務及び町民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。(定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
 - (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
 - (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又 は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
 - (4) 町民等 町内に住所を有し、居住し、勤務し、又は在学する者及び 町内において事業活動を行う者をいう。
 - (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
 - (6) 関係機関等 国、長野県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的 団体及び民間の団体その他犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。 (基本理念)
- 第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、 その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨とし

て行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況 及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切 に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公平に行われ、かつ、途切れることなく提供 されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、町及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関等との適切な 役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実 施するものとする。
- 2 町は、犯罪被害者等支援に関する施策を円滑に実施することができる よう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、第3条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等が 置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、 二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機 関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるも のとする。

(総合支援窓口の設置)

第6条 町は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むこ

とができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の 必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。 (経済的負担の軽減)

第10条 町は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る ため、犯罪被害者等に対し、別に定めるところにより、支援金の支給を 行うものとする。

(町民等の理解の増進)

第11条 町は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の 必要性について町民等の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な 施策を講ずるものとする。

(支援の制限)

第12条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等 支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害 者等支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。